

「新はつらつ職場づくり宣言」 《働き方改革実現推進》



—働き方改革を推進し、はつらつとした職場を目指して労使による宣言を!—

岐阜県においても、少子高齢化の進行や介護離職等による労働力人口の大幅な減少が懸念されています。今後、企業が優秀な人材を確保・定着させ、維持・発展を図っていくためには、すべての人々が社会で活躍できるよう、長時間労働の削減や非正規雇用労働の待遇改善等を始めとした働き方改革関連法が順次施行されています。

岐阜労働局と公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会では、誰もが健康で、はつらつと働くことができる職場づくりを目指し、労使が共に取り組む「新はつらつ職場づくり宣言」を推奨しております。

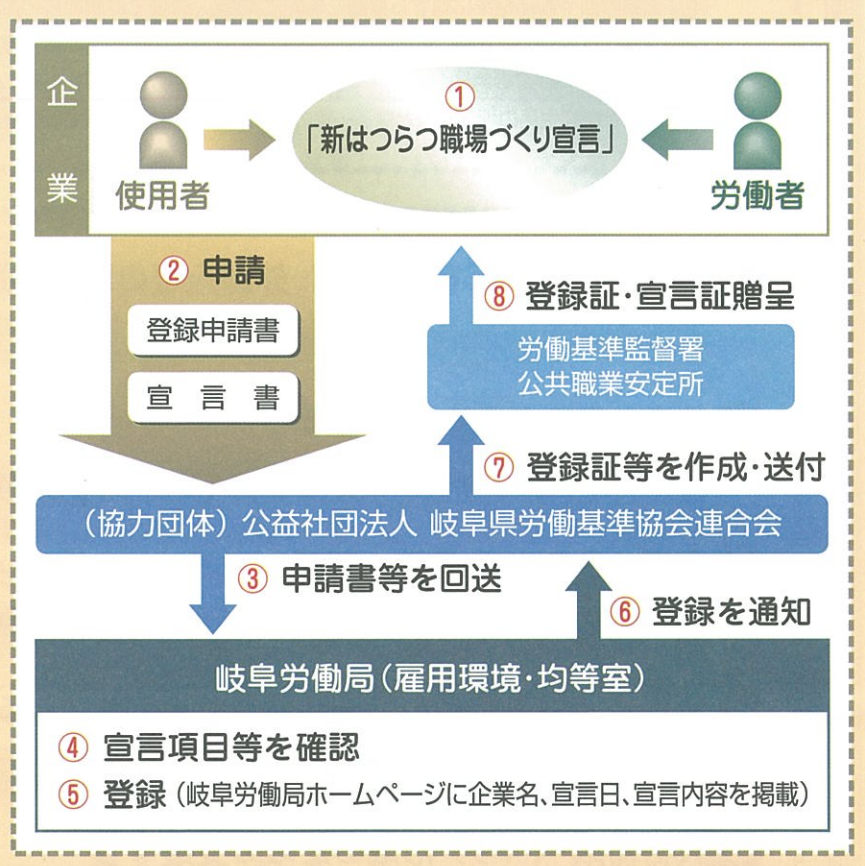
働き方改革を推進して、優秀な人材の確保と誰もがはつらつと働くことのできる職場づくりを目指して、積極的な宣言をお願いします。

●宣言登録の条件

登録には、以下の条件が必要です。

- (1) 岐阜県内で事業を営む企業・事業場・団体等であること。
- (2) 宣言の内容が、本事業の目的に合致していること。
- (3) 企業等の労使が宣言内容に賛同し、双方の代表者が署名した「宣言書」(重点項目番号を記入)を添付し、登録申請書を提出すること。
- (4) 企業や事業場の情報(名称・代表者役職氏名、所在地、業種、労働者数、宣言年月日)及び「新はつらつ職場づくり宣言(働き方改革実現推進)」の内容について、岐阜労働局ホームページへの掲載に同意すること。
- (5) 岐阜労働局に配置される「働き方・休み方改善コンサルタント」によるコンサルティングの実施について、協力すること。
- (6) 宣言内容の変更に係る登録は、原則として、3年を経過した後から可能となること。
- (7) 登録決定後、公共の福祉に反するなど社会的に非難される事案等が発覚した場合は、岐阜労働局長の判断で、岐阜労働局のホームページから削除する場合があること。

●登録申請の手続き



新はつらつ宣言に関する相談コーナー

岐阜労働局雇用環境・均等室「新はつらつ宣言係」

電話:058-245-1550 FAX:058-245-7055